

Finto カード後払いサービス利用規約

第1章 総則

第1条（目的）

この規約（以下「本規約」といいます。）は、トラボックス株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「Finto カード後払いサービス」（以下「本サービス」といいます。）について定めるものとします。

第2条（定義）

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) ID 等：会員登録後に当社が本会員に付与する会員 ID、及び当社が本会員に付与し又は本会員自身で登録するパスワード
- (2) クレジットカード：提携組織に加盟している日本国内の会社（以下「クレジットカード発行会社」といいます。）が提携組織の規則等に準拠して発行するクレジットカード
- (3) 個別契約：第8条第5項に基づき、本会員と当社の間で成立した対象取引にかかる個別の支払に関する契約
- (4) 支払先情報：本件対象取引にかかる取引先企業の事業者名、住所、電話番号その他の支払に関係する情報
- (5) 支払日：当社から取引先企業への支払がなされる日
- (6) 退会：本利用契約の解約
- (7) 対象取引：本会員が商品又はサービスの提供を受ける取引であって当社が指定する範囲に属するもの
- (8) 提携組織：当社が加盟又は提携する組織
- (9) 提携組織の規則等：提携組織が定める規則、ルール、規範、基準、レギュレーション及びガイドライン等並びに提携組織の指示、命令及び要請等（提携組織の指示等に基づく当社からの指示等を含みます。）
- (10) 登録締め日：当社所定の取引登録の期日
- (11) 取引関連情報：取引先企業との対象取引にかかる取引情報
- (12) 取引先企業：対象取引によって商品又はサービスを提供する事業者（インボイス制度に基づく適格請求書発行事業者として登録されている個人事業主を含みます。）
- (13) 取引登録：本サービスにおいて取引関連情報を登録すること
- (14) 反社会的行為：本会員自ら又は第三者を利用して行う以下に掲げる行為
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為

- ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

(15) 反社会的勢力等：以下に掲げる者又はこれらと密接な交友関係にある者

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係会社

(16) 秘密情報：当社又は本会員が、本サービスに関連して相手方に秘密である旨を明示して開示した非公知の情報

(17) 本会員：当社と本利用契約を締結し、本サービスの提供を受ける法人、機関等

(18) 本件対象取引：個別契約の対象となった対象取引

(19) 本件対象取引支払期日：取引関連情報として本会員が本サービス上で登録した本件対象取引の支払期日

(20) 本支払：本会員からの依頼に基づき、当社が本会員に代わって本支払額を取引先企業に対して支払うこと

(21) 本支払額：本件対象取引に基づき、本会員が取引先企業に負担する金銭支払債務額

(22) 本利用契約：第3条第1項に基づき申込者と当社との間に成立する本規約、その他本サービスに関する当社が別途定める利用条件、本会員との間の合意事項及び提携組織の規則等を内容とする契約

(23) 申込者：当社に本サービスの利用を申し込む個人事業主、法人、機関等

(24) 利用停止等：本会員情報の全部若しくは一部の削除、本サービスの利用の一時停止若しくは制限、本利用契約の解除等の措置

第3条（会員登録）

1. 申込者は、本規約の内容その他当社が別途ウェブサイト等で提示する本サービスの利用条件を確認し、かつこれを承諾のうえ、当社所定の方法により、当社に対して必要な情報を届け出た上で、会員登録を申し込むものとします。申込者による申込みに対し、当社は、当社所定の手続に従い会員登録の可否を審査します。当該審査により当社が適格と判断し、当社の申込者に対する承諾の通知を発信したとき、当社と申込者との間において本利用契約が成立するものとします。なお、個人（個人事業主を除きます。）は利用できません。
2. 当社は、次の場合には、会員登録の申込を承諾しない、又は承諾を留保することがあります。なお、当社はその他の審査基準を公開する義務を負いません。

- (1) 申込者が実在しない場合
 - (2) 当社所定の情報に登録漏れがある場合
 - (3) 申込者が過去に本サービスの代金支払いを遅延し、又は不正に免れたことがある場合
 - (4) 本サービスの利用目的が、本来の目的と異なると疑われる場合
 - (5) 申込者又はその代表者、役員が反社会的勢力等に該当するとき、又はそのおそれがあるとき
 - (6) その他当社が不適当と判断する相当の理由がある場合
3. 当社が会員登録の申込みを承諾せず、又は承諾することを留保する場合は、その旨を申込者に通知します。なお、当社は承諾をしなかったこと又は承諾を留保したことによる責任を負わず、その理由を開示する義務を負わないものとします。

第4条（会員 ID、パスワード）

1. 本会員は、ID 等について善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、使用上の過誤、第三者の使用などによる不正行為、これらによって生じた損害の責任は本会員自らが負うものとし、当社は一切責任を負いません。
2. 本会員は、第三者に ID 等を譲渡・貸与・開示・漏洩等その他の処分をしてはならないものとします。
3. 本会員は、その管理する ID 等を第三者に知られた場合や第三者に使用されるおそれのある場合には、直ちに当社にその旨連絡するとともに、当社の指示がある場合にはこれに従うものとします。
4. 当社は、ID 等によって認証を行った後に行われた本サービスの利用行為については、全て本会員に帰属するものとみなすことができるものとします。

第5条（本サービスの内容）

1. 本サービスの内容は以下のとおりとします。
 - (1) 本会員と当社との個別契約に基づき、当社が本会員に代わって本支払額を取引先企業に対して支払うこと
 - (2) 個別契約によって本会員が当社に対して支払うべき本支払額及び本手数料（第 7 条第 1 項に定義します。）について、提携組織が発行する当社所定のクレジットカードにより決済（ただし、支払回数は 1 回に限る）できるものとすること
2. 当社は、本会員に通知することなく、当社の裁量で本サービスの仕様及び機能の一部を変更することができるものとし、本会員はあらかじめこれを了承するものとします。

第6条（本規約の変更等）

1. 当社は、本会員の一般の利益に適合する場合、社会情勢、経済事情、税制の変動等の

事情の変化、法令の変更その他相当の事由があると認められる場合、民法所定の範囲で、本会員の事前の承諾を得ることなく、本規約の内容を変更することができるものとします。

2. 当社は、前項の定めに基づき本規約の変更等を行う場合、当該変更等の効力発生前に、本規約の変更を行う旨、並びに変更後の当該本規約の変更等の効力発生時期及び内容について、当社のウェブサイト上に掲載その他適宜の方法により、本会員に周知するものとし、その周知の際に定める相当な期間を経過した日から、変更後の本規約が適用されるものとします。
3. 当社は、第1項の定めに基づかず本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の内容について本会員の同意を得るものとします。この場合も、当社は、変更後の本規約の内容を前項の定めに従って周知するものとします。なお、変更後の本規約の適用日以降に、本会員が本サービスを利用した場合には、本会員は当該変更後の本規約の内容に同意したものとみなします。
4. 前三項にかかわらず、当社は、事前の通知をすることなくいつでも、誤字、脱字等の契約内容に関わらない軽微な変更を行うことができるものとします。
5. 本規約の変更によって本会員に何らかの損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第2章 個別契約

第7条 (本手数料)

1. 本手数料は、本支払額に当社が定める割合を乗じた額（税込）とします。ただし、本支払額が、当社が別途定める金額以下である場合、本手数料は当社の定める最低決済手数料とします。
2. 当社は、本会員の責めに帰すべき事由により個別契約の全部若しくは一部が実行できなかった場合、当社の裁量により、本会員に対し実行できなかった個別契約に係る本手数料から別途当社の定める事務手数料を控除のうえ返金を行うことができるものとします。

第8条 (個別契約の成立)

1. 本会員は、特定の対象取引について当社に対し本支払を依頼する場合は、本サービスを通じて、当社ウェブサイトに表示される取引関連情報を登録又は編集することにより、取引登録を行い、当社指定の方法にて入力完了を通知します。当社は登録締め日までに入力が完了されて当社に通知された当該対象取引について本支払の申込があったものとして取り扱うものとします。なお、当該取引登録は、取引先企業から商品の発送又はサービスの提供が行われたことを確認した後でなければならず、また取引先企業の交付する請求書単位で行うものとします。

2. 当社は、本会員より提供された取引関連情報の内容の正確性について確認する義務を負わないものとします。また、当社は、本会員が前項に基づく取引登録を行うために本サービスにアップロードした請求書のデータ化に際して、処理項目、処理品質及びその正確性（当該請求書に記載された金額や日付等の数字・文字が、当社ウェブサイトに表示される取引登録情報に正確に反映されていることを含みますが、これに限られません。）については保証せず、取引関連情報の内容の確認義務は本会員にあるものとします。
3. 本会員は、当社に提供した取引関連情報が事実に反する場合、本会員が当社に対して依頼した本支払が行われない場合があることを十分に認識した上で、当社に対して正確な内容の情報を提供するものとします。当社は、本支払を行うにあたり確認が必要と判断した場合、その裁量により、以下の各号に定める措置を行うことができるものとし、本会員はこれをあらかじめ承諾するものとします。
 - (1) 本会員に対して、取引先企業との間の取引に関する書類等の提出を求める
 - (2) その他当社が必要と判断した措置
4. 当社は、対象取引につき、当社の裁量により各種条件を定めることができるるものとします。なお、当社は、本会員からの支払の申込を承諾する義務を負うものではなく、当社が本支払の申込に対して承諾しなかったことにより本会員が何らかの損害を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。
5. 第1項に基づく本支払いの申し込みに対し、当社が承認をした場合、個別契約が成立します。これにより、本会員は、当社に対し、当社に依頼した本支払額に本手数料を加算した金額を支払う義務を負うものとし、当該支払につき当社指定のクレジットカード発行会社から発行された本会員名義のクレジットカードにより決済するものとします。
6. 前項に基づくクレジットカード決済が、クレジットカード発行会社から承認されなかった場合は、当該決済に係る個別契約は当然に解除されるものとします。

第9条（本件対象取引の支払）

1. 当社は、本件対象取引支払期日までに、取引先企業に対し、本件対象取引にかかる本支払額を支払うものとします。
2. 前項及び取引関連情報に定めるもののほか、本件対象取引の支払条件は、別途当社と本会員が合意した内容によるものとします。
3. 本会員から提供された取引関連情報の誤りその他の不備が判明した場合、当社は取引先企業に対する本支払を留保し、又は第15条第1項第1号に基づき個別契約を解除することができるものとします。
4. 当社は、以下の各号に定める場合、当該各号に定める期間、本件対象取引の支払を留保することができるものとし、かつ、当該留保につき遅延損害金その他の責任を負わ

ないものとします。

- (1) 本会員が本規約に違反していると当社が合理的な根拠に基づき判断した場合において、当該違反が解消されるまでの期間
 - (2) 第15条第3項に定める場合において、同項に定める期間
 - (3) 本会員につき第11条及び第12条に定める表明保証事項又は禁止事項に反する疑いがあると当社が合理的根拠に基づき判断した場合において、当該表明保証事項違反又は禁止事項違反の存否が確定できるまでの期間
 - (4) 金融機関口座の変更その他本会員により取引関連情報が変更されたことにより振込ができなかった場合において、変更後の取引関連情報に基づいて振込を実施するまでの間
5. 金融機関におけるシステムトラブル等により本件対象取引の支払に客観的障害が生じている場合において、当該障害が解消されるまでの期間
 6. 本会員につき、主要な株主の変更、事業譲渡・合併・会社分割等の組織再編、その他の会社の支配に重要な影響を及ぼす事実が生じた場合において、当該事実を前提とした当社による本会員の再審査が完了するまでの期間

第10条 (本件対象取引の支払先情報の変更)

1. 本会員は、支払先情報に誤記、遗漏、又は変更があった場合、これを遅滞なく当社に通知のうえ、当社指定の方法にて適正な内容に更新するものとします。なお、支払先情報の更新は、本件対象取引にかかる取引先企業への支払を適正に行うための情報の更新であって、支払先情報の更新により、本件対象取引の内容の変更又は当該本件対象取引に関する個別契約の変更を行うことはできないものとします。
2. 更新後の支払先情報につき、変更後の事業者名にかかる個人又は法人の不存在、その他の本件対象取引にかかる支払業務に支障が生じた場合、当社は当該本件対象取引にかかる個別契約を解除することができるものとし、本会員はあらかじめこれを承諾のうえ支払先情報の更新を行うものとします。

第11条 (本会員の表明及び保証)

本会員は、会員登録の申込日、個別契約の申込日、登録締め日、支払日において、当社に対し、以下の各号の全てに該当することを当社に対し表明し、保証するものとします。

- (1) 本会員が法人の場合、日本法に準拠して適法に設立され、かつ、有効に存続する法人であり、個別契約の締結及び履行について必要な能力及び権限を有していること
- (2) 本会員が個人事業主の場合、日本国内において税務署に開業届を提出し、適法に事業を営み、個別契約の締結および履行に必要な能力及び権限を有していること

- (3) 当社が承諾したものを除き、過去に当社との契約に違反したことがないこと
- (4) 本サービスと類似又は競合するサービスを運営する者ではないこと
- (5) 本会員は、個別契約を締結し、これを履行することに関し、法令等で必要とされる手続を全て履践し、個別契約の締結及び履行が法令等に抵触しないこと
- (6) 本会員は、その締結により、適法、有効かつ拘束力を有するものであり、その条項に従い執行可能なものであること
- (7) 本件対象取引は必要な許認可を取得し、又は必要な届出を行っており、法令等を遵守して行われていること
- (8) クレジットカード発行会社が発行する有効なクレジットカードを保有し、当該クレジットカードを適法に使用することができること
- (9) 本サービスを利用するクレジットカードが本会員名義であるか、本会員の代表者名義であること
- (10) 本会員、本会員の代表者、役員等が反社会的勢力等ではないこと
- (11) 本会員自ら又は第三者を利用して反社会的行為を行っておらず、かつ、以前に行つたことがないこと
- (12) 本会員が支払停止、支払不能若しくは債務超過の状態なく、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがなされていないこと
- (13) 個別契約に従ってなされるべき本会員の行為の有効性に問題を生じさせるような、又は本会員の事業、財政、経営若しくは信用状態に悪影響を及ぼしうる訴訟、請求、仲裁、調停、行政上の手続等は開始又は申立てられておらず、かつそのおそれもないこと

第12条 （本件対象取引の表明及び保証）

本会員は、個別契約の申込日、登録締め日、支払日において、当該個別契約にかかる本件対象取引につき、以下の各号の全てに該当することを当社に対し表明し、保証するものとします。

- (1) 本会員と取引先企業との間で行われた本件対象取引にかかる商取引債権であり、本会員が他の事業者から譲渡を受けた商取引債権でないこと
- (2) 本件対象取引にかかる本支払額の支払義務を除いて、本件対象取引に基づき本会員が個別契約の締結時点までに履行すべきとされている義務を全て履行済であり、債務不履行の状況なく、そのおそれもないこと。個別契約の申込日の時点で、取引先企業から商品の発送又はサービスの提供が行われていること。
- (3) 金銭消費貸借契約に基づく貸金債権、クレジットカード契約に基づく債権、損害賠償請求権などの本会員が購入した商品又はサービスの対価の支払にかかる債権以外の債権でないこと

- (4) 取引登録の内容が真実であり、かつ重要な点に不正確ないし不足した情報がないこと。そのほか、当社が確認を求める事項及び当社に提供した情報に虚偽、誤り、記載漏れ又は誤解を招く事由が含まれていないこと
- (5) 本件対象取引が、適法で、有効かつ拘束力を有し、その条項に従い強制執行可能な契約に基づき発生したものであり、現存していること
- (6) 本件対象取引において、対象債権につき、第三者弁済を禁止し若しくは制限する意思表示がなされていないこと及び個別契約に基づく当社による本件対象取引の弁済が取引先企業の意思に反するものではないこと
- (7) 取引先企業が法人の場合は、日本法に準拠して適法に設立され、かつ、有効に存続する法人であること
- (8) 取引先企業が個人事業主の場合は、日本に所在し、かつ、適格請求書発行事業者に登録されていること
- (9) 取引先企業が各国政府や国際機関がテロ、組織犯罪、又は抑圧的政権に対抗するため、あるいは、その他の外交政策や国家安全保障の目的のために用いる貿易、経済、又は金融上の規制の対象ではないこと
- (10) 取引先企業に以下のいずれかの事由が生じておらず、かつ、そのおそれもないと
 - (ア) 支払停止、支払不能又は債務超過
 - (イ) 取引先企業が振り出した手形若しくは小切手の不渡り又は電子交換所の取引停止処分
 - (ウ) 差押、仮差押の申立て又は滞納処分
 - (エ) 破産手続開始若しくは民事再生手続開始その他これらに類する法的倒産手続の申立て又は私的整理の開始
 - (オ) 破産手続開始若しくは民事再生手続開始その他これらに類する法的倒産手続又は私的整理手続の開始原因となる事由の発生
 - (カ) 本件対象取引に基づく義務の履行に重大な悪影響を及ぼすような、取引先企業又はその財産若しくは事業に対する請求、訴訟、仲裁、調停、行政上の手続等の提起、申立て又は開始
- (11) 取引先企業が架空名義、なりすましを行っていないこと
- (12) 取引先企業及びその代表者、役員等が反社会的勢力等に該当していないこと
- (13) 取引先企業自ら又は第三者を利用して反社会的行為を行っておらず、かつ、以前に行ったことがないこと
- (14) 本会員が利用するクレジットカードが VISA カードである場合、本件対象取引にかかる取引先企業が過去に遡り 12 ヶ月間、VISA 加盟店ではないこと
- (15) 本会員が利用するクレジットカードが JCB カードである場合、本件対象取引にかかる取引先企業が過去に遡り 12 ヶ月間、JCB 加盟店 (JCB ブランドカードを取り

扱う一般的な意味での加盟店をいいます。) ではないこと

- (16) 弁済等により消滅することなく有効に存在し、かつ本会員にのみ有効に帰属していること
- (17) 本件対象取引につき定められた支払期日を経過していないこと
- (18) 既に譲渡され若しくは質入れその他の担保に供され、又はこれらの予約がされている債権でないこと
- (19) 本件対象取引について、第三者による仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立て、滞納処分、保全差押が行われておらず、その他個別契約に基づく当社の権利に損害を及ぼす又はそのおそれのある権利又は負担が付着していないこと
- (20) 手形若しくは小切手又は電子記録債権が発行されている債権でないこと
- (21) 本件対象取引の無効、取消、解除若しくは更改、本件対象取引の弁済、相殺若しくは免除、その他本件対象取引の全部若しくは一部を消滅していないこと
- (22) 本件対象取引に関して生じた売掛債権以外の違約金、解約金その他の債権でないこと。ただし、事前に当社が承認したものを除く
- (23) 本件対象取引の成立、存続、帰属又は行使等について、第三者によるいかなる訴訟、仲裁、調停及び行政上の手続も係属しておらず、また、そのおそれも存しないこと
- (24) 法令又は公序良俗に反する取引にかかる債権でないこと
- (25) 本サービスを利用した決済を希望しない場合と異なる代金を請求する等（保証料の上乗せを含みますが、これに限りません。）、取引先である取引先企業に不利益となる差別的な取扱いをした取引にかかる債権でないこと
- (26) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）、消費者契約法（平成12年法律第61号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）その他適用を受ける法令に従った販売等方法、表示方法及び広告方法が行なわれていること
- (27) 本件対象取引が下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）の適用対象である取引（以下「下請法適用取引」といいます。）に基づくものである場合には、本件対象取引にかかる支払額の支払期日が、取引先企業が当該下請法適用取引にかかる反対給付を受領した日から起算して60日以内に設定されていること

第13条 （禁止行為）

本会員は、本サービスの利用にあたり、自ら又は第三者をして、以下の各号のいずれか該当する行為をしてはならず、また、以下の各号の行為を直接又は間接に惹起し、又は容易にしてはならないものとします。

- (1) 法令、裁判所の判決、決定若しくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違

反する行為及びこれらを助長する行為又はそのおそれのある行為

- (2) 公序良俗に反し又は善良な風俗を害するおそれのある行為
- (3) 本サービスの利用に関連して当社から提供される情報その他のコンテンツにつき、当社が利用を許諾した範囲を越えてこれを利用し、又は公開する行為
- (4) 本サービスが通常意図しないバグを利用する動作又は通常意図しない効果を及ぼす外部ツールの利用、作成又は頒布を行う行為
- (5) 本サービス又は当社サーバー等に過度の負担をかける行為
- (6) 本サービスに接続されたシステムに権限なく不正にアクセスする行為
- (7) 当社サーバー内に蓄積された情報を不正に書き換え若しくは消去する行為
- (8) 当社、他の本サービスの利用会員、取引先企業その他の第三者に対する詐欺又は脅迫行為
- (9) 当社、他の本サービスを利用する会員、取引先企業その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー、名誉、その他の権利若しくは利益を侵害する行為
- (10) 逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングその他の方法により、本サービスに関するプログラムのソースコードを解析する行為
- (11) 本サービスを構成するプログラム、資料等を複製、譲渡、貸与又は改変する行為
- (12) 当社による本サービスの提供を妨害するおそれのある行為
- (13) 反社会的勢力等への利益供与行為及びこれにつながる可能性のある行為
- (14) 本利用契約及び本サービスの趣旨・目的に反する行為
- (15) 本利用契約締結後、本サービスと類似若しくは競合するサービスを開始・提供し、又はその他何らかの形で当該サービスの開始・提供を支援すること
- (16) 以下の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある商品・サービスの対価の支払のために本サービスを用いる行為
 - (ア) 提携組織の規則等により取扱いが禁止されるもの
 - (イ) 商品券・印紙・切手・回数券・プリペイドカードその他の有価証券等の換金性の高い商品及び当社が別途指定した商品・サービス等
 - (ウ) 本会員との紛議若しくは不正利用の実態等に鑑み又は当社及びクレジットカード発行会社のブランドイメージ保持の観点から、当社が不適当と判断したもの
- (17) 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第2条第1項に定義する、「犯罪による収益」の移転のために本サービスを用いる行為
- (18) 個人又は適格請求書発行事業者として登録されていない個人事業主への支払のために本サービスを用いる行為
- (19) その他、当社が不適切と判断する行為

第14条 （本件対象取引に関する免責等）

1. 本会員が取引先企業による本件対象取引の債務不履行若しくは解除又は本件対象取引に基づく債権の契約不適合その他本件対象取引に起因して損害、損失を被り、又は取引先企業との間で紛争等が生じた場合であっても、本会員はクレジットカード発行会社に対してチャージバックの要請その他一切の請求を行うことはできず、本会員が一切の責任を負うものとします。
2. 本会員は、本件対象取引に基づく取引先企業の債務不履行及び契約不適合責任その他の責任については、取引先企業のみがこれを負担し、クレジットカード発行会社その他の取引先企業を除く第三者はこれらの責任を負担しないことを理解し、承諾するものとします。
3. 本会員は、本件対象取引に基づく取引先企業と本会員との間の取引先企業に起因する本会員からの抗弁の申立て、苦情など紛議につき本会員が自己の責任と費用負担でこれを解決することを理解し、承諾するものとします。

第15条 (当社による個別契約の解除等)

1. 当社は、以下の各号に該当するものと当社が合理的に判断する場合には、当該事由にかかる本件対象取引を本サービスの対象から除外するとともに、当該事由にかかる本件対象取引の個別契約を解除することができるものとします。
 - (1) 本会員又は本件対象取引につき、第11条及び第12条に定める表明保証事項又は禁止事項に反する事実のある場合
 - (2) 支払先情報の更新につき、第10条第2項に定める事由が生じた場合
 - (3) 本件対象取引が解除又は当事者の合意に基づき解約され、本件対象取引が消滅し、又は不存在となった場合
 - (4) 本件対象取引又は本件対象取引の発生原因につき、本会員と取引先企業との間に紛争が生じた場合
 - (5) 当社から本会員への回答を求める連絡に対して本会員から14日間以上応答がない場合
 - (6) 前各号のほか、本会員の責めに帰すべき事由により、本件対象取引支払期日までに本支払を当社が行うことができない場合
2. 当社は、前項各号に該当するおそれがあると判断した場合、本会員に対し調査を申し入れができるものとし、本会員は、取引関連情報その他当社の求める情報及び資料を提供するとともに、その他当社による調査に対する合理的な協力をを行うものとします。
3. 前二項の調査が継続している期間、当社は関連する本件対象取引の支払を留保することができるものとします。

第3章 一般規定

第16条 (退会時の取り扱い)

1. 本会員は退会を希望する場合、退会を希望する月の初日から 10 営業日目までに（退会を希望する月の初日は 10 営業日に算入しないものとします。）、退会の旨を当社に通知しなければならないものとします。この場合、退会日は本会員が当該通知を行った日が属する月の末日とします。
2. 本会員が前項に定める期限を過ぎて退会の通知を行った場合、その通知は翌月の初日に退会通知を行われたものとみなし、退会日は通知を行ったとみなされた月の末日とします。
3. 会員は、退会日以後、過去の履歴の閲覧を行うことができないものとします。

第17条 (本サービスの利用停止、本利用契約の解除等)

1. 当社は、本会員が次の各号のいずれかに該当し又は該当するおそれがあると当社が判断した場合には、当社の裁量により、何らの通知も行うことなく、利用停止等の措置を講じができるものとします。
 - (1) 本利用契約のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 当社に提供された情報の全部又は一部に虚偽の事実があることが判明した場合
 - (3) 振り出した手形、小切手若しくは電子記録債権の不渡り又は電子交換所若しくは電子債権記録機関の取引停止処分があった場合
 - (4) 差押、仮差押の申立て又は滞納処分があった場合
 - (5) 支払停止、支払不能若しくは債務超過となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
 - (6) 当社から本会員への回答を求める連絡に対して本会員から 14 日間以上応答がない場合
 - (7) 取引登録が 1 年以上ない場合
 - (8) 当社のサーバー又はネットワークへ著しく負荷をかける等本サービスの運営、保守管理上必要であると当社が判断した場合
 - (9) 自己又は取引先企業、及びこれらの代表者、役員等が反社会的勢力等に該当する場合
 - (10) 自己又は取引先企業が自ら又は第三者を利用して反社会的行為を行った場合
 - (11) その他前各号に類する事由があると当社が判断した場合
2. 本サービスの利用停止等が行われた場合、当社は、当社の裁量により、利用停止等の実施前において本件対象取引の支払の遂行を一時停止し、又は個別契約を解除することができるものとします。この場合の本件対象取引又は個別契約の取扱については、以下の各号に区分に応じ、当該各号の定めに従うものとします。
 - (1) 本支払が未了である場合、本支払の一時停止又は個別契約の解除をします。

- (2) 本支払後である場合において、当社がクレジットカード会社から本支払額及び本手数料相当額を受領していない場合は、当社の請求に従い、当該本支払額及び本手数料相当額を支払うものとします。また、当社は受領済みの本支払額及び本手数料を返還する義務を負いません。
- (3) 前各号に定めのない事項その他取扱いに疑義が生じた場合、当社が別途定める対応をします。
3. 当社は、本条に基づき当社が行った行為により本会員に生じた不利益や損害について一切の責任を負わないものとします。
4. 本会員は、利用停止等後又は退会その他の本利用契約の終了後も、契約期間中に発生した事由に基づく本利用契約上の一切の義務及び債務（第8条第5項に定める当社に対する本支払額及び本手数料の支払義務、損害賠償債務を含みますが、これに限りません。）を免れるものではありません。
5. 理由の如何を問わず、退会その他の理由により本利用契約が終了した場合であっても、既に成立済みの個別契約は当然には終了せず、引き続き本利用契約が適用されるものとします。
6. 本会員の利用停止等後又は退会その他の理由による本利用契約の終了後も、当該本会員に関し当社が取得した情報（本会員情報及び取引関連情報を含みますが、これに限りません。）を保有・利用することができるものとします。

第18条 （本サービスの終了等）

1. 当社は、事前に、本サービス上又は当社のウェブサイト上への掲示その他当社が適当と判断する方法で本会員に通知することにより、当社の裁量で、本サービスを終了することができるものとします。ただし、緊急の場合は本会員への通知を行わない場合があります。
2. 当社は、以下各号の事由が生じた場合には、本会員に事前に通知することなく、本サービスの一部又は全部を一時的に中断することができるものとします。
- (1) 本サービス用設備等の保守を定期的に又は緊急に行う場合
- (2) 火災、停電等により本サービスの提供ができなくなった場合
- (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスの提供ができなくなった場合
- (4) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスの提供ができなくなった場合
- (5) その他、法令上、運用上又は技術上の理由により当社が本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合
3. 前二項により本会員に生じた不利益や損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第19条 (非保証)

- 当社は、本サービスについて、その正確性、完全性、合目的性、確実性、有効性、安全性、適法性及び可用性等につき如何なる保証も行わず、責任を負わないものとします。
- 本会員は、本サービスを利用することが、適用のある法令、本会員に適用のある業界団体や社内の内部規則等（以下「適用法令等」といいます。）に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、当社は、本会員による本サービスの利用が、適用法令等に適合することを何ら保証するものではありません。

第20条 (損害賠償)

- 本会員は、本利用契約の違反（表明保証が真実又は正確でない場合を含みます。）その他本サービスの利用に起因して、当社又は第三者に損害を与えた場合（当該行為が原因で、当社が第三者から損害賠償請求その他の請求を受けた場合を含みます。）、当社及び当該第三者に対し、その損害（弁護士等専門家費用及び当社又は第三者において対応に要した人件費相当額を含みます。）を賠償しなければならないものとします。
- 当社は、本利用契約の違反につき故意又は重大な過失のある場合に限り、当該違反に起因して本会員に生じた損害を賠償する責任を負うものとします。なお、当社が責任を負う場合であっても、当社の責任範囲は、本会員に直接的かつ現実に発生した損害に限るものとし、付随的損害、間接損害、特別損害及び逸失損害については、賠償する責任を負わないものとします。また、当該賠償額は、直近3ヶ月間において当社が本会員から現実に受領した手数料を上限とするものとします。

第21条 (秘密情報の管理)

- 当社又は本会員は、秘密情報を秘密に取り扱うものとします。
- 当社又は本会員は、秘密情報を厳重に保管・管理しなければならず、相手方の事前の書面による承諾がある場合を除き、第三者に開示、漏洩しないものとします。

第22条 (秘密情報の利用)

- 本会員は、当社が、本サービスの利用に関して本会員から提供を受けた情報を、請求書の送付等の目的及び本サービスに関する審査の目的など、本サービスの提供を目的として、第三者に開示することをあらかじめ承諾します。
- 本会員は、前項に定める目的以外に、当社が、本サービスの利用に関して本会員から提供を受けた情報を、統計データの作成等の当社のサービス向上の目的で利用することをあらかじめ承諾します。

第23条 (個人情報の取り扱い)

本会員による本サービスの利用に伴って当社が受領する本会員の役員及び従業員に関する個人情報の取り扱いは、「個人情報の取り扱いについて」(https://www.trabox.co.jp/privacy_policy.html)によるものとします。

第24条 (準拠法等)

1. 本規約の準拠法は日本法とします。
2. 本サービス又は本利用契約に関して、当社と本会員間で生じた一切の紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第25条 (誠実協議)

本規約の規定の解釈に疑義が生じ、又は本規約に規定なき事態が生じた場合、当社及び本会員は、信義誠実の原則に則って誠実に協議し、互いにその解決に努めるものとします。

以上

2025年4月10日改定